

令和元年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会 議事録

- 1 開催日時 令和元年7月29日(月) 11:00~15:00
- 2 開催場所 盛岡市玉山総合事務所 3階 大会議室
- 3 会議次第 別紙のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>ただいまから、令和元年度第1回岩手県森林審議会林地保全部会を開催いたします。</p> <p>部会の資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、本日お持ちになられていない方はいらっしゃいますでしょうか。お手元がない場合は事務局より資料をお渡しいたします。</p> <p>次に、部会の成立報告をいたします。</p> <p>「部会運営規定第3条の4」の規定により、部会は部会委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。</p> <p>本日、郷右近勤委員が所用により欠席となっております。また、今朝方、佐藤里香委員より、出席できなくなったとの連絡がありました。資料の方へは出席となっておりますが、欠席となります。</p> <p>委員お二人が欠席ではありますが、過半数を超える3人が出席しておりますので、部会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は有識者の立場として、富士大学 学長 岡田秀二様にご出席いただいております。</p> <p>それでは開会にあたりまして、農林水産部森林保全課総括課長より挨拶を申し上げます。</p>
総括課長	(挨拶)
事務局	<p>次に、本日の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>部会長の佐藤順一様です。部会委員の川村冬子様です。同じく猪内次郎様です。</p> <p>富士大学学長、岡田秀二様です。</p> <p>続きまして、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。</p> <p>森林保全課総括課長の西島です。森林保全課の主任主査の溝上です。主査の音喜多です。</p> <p>最後になりますが、私は、本日の司会を務めさせていただきます石亀です。よろしく申し上げます。</p> <p>次に議事に入りますが、「部会運営規程第3条の2」の規定により、議長を林地保全部会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは暫時、議長として議事の進行をさせていただきます。</p> <p>本日は、西島総括課長からお話のありましたとおり、3件の太陽光発電の件でございますが、何れも規模が大変大きい開発となっておりますので、みなさんよろしくご審議をいただきますよう、お願いをいたします。</p> <p>審議事項に入ります前に、報告事項「10ha未満の林地開発許可について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「10ha未満の林地開発許可について」報告いたします。</p> <p>資料No.1を御覧ください。</p> <p>(資料No.1を説明)</p>

議長	<p>ただいまの事務局からの報告について、御質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次第4の審議事項に入りたいと思います。</p> <p>審議に入ります前に、本日の審議事項につきましては、原則、公開としますが、審議の過程において、非公開とすべき事務・事業に関する情報の説明等が必要となった場合は、その時だけ非公開とさせていただきますので、予め御了承をお願いいたします。</p> <p>これより審議に入ります。</p> <p>令和元年6月27日付けで岩手県知事から意見を求められた審議事項3件について、審議を行います。</p> <p>始めに「(1)盛岡市渋民字山屋地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について」を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料NO.2を御覧ください。</p> <p>(資料NO.2を説明。)</p>
議長	<p>ただいま事務局からご説明がありましたけれども、御質問、御意見がございましたら、よろしく願います。</p>
猪内委員	<p>二つほどお伺いしたいことがあります。</p> <p>一つは、申請地の林況についてですが、スギ、アカマツ、カラマツ、広葉樹とありますが、この林地について経営計画等に入っている補助金関係の規制等のくりにあるものはあるんでしょうかということが1点。</p> <p>もう一つは、位置図の中に鉄道が通っているようですけども、鉄道の位置関係、どの辺りが新幹線が通っている所なのか。それに関わる手続き、工法などは適正かという2点についてお伺いします。</p>
事務局	<p>経営計画と補助金の部分ですが、経営計画につきましては、こちらの地区は立てられておりませんでした。補助金につきましては、いわて環境の森整備事業が一部の部分に入っていたのですが、そちらの方は返還の手続きを実施中という状況となっています。</p> <p>鉄道の位置についてですが、新幹線のトンネルがあります。トンネルの出入り口のあたりは、残地森林がありましてそちらにかからないようになっています。</p> <p>また、事業地も残地森林の角を新幹線のトンネルが通過する形なのですが、事前にJRの方と協議させていただきまして、影響がないという回答を受けております。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。</p>
川村委員	<p>資料の6ページになりますが、欄外に災害が発生しないように予め気象予報等に応じた計画をきちんとする様に申し述べたということですが、この範囲に関しては、開発工事の最中、それから発電事業が始まった後、きちんと守られるように期限があるかその辺りをお聞かせください。</p> <p>もう一つは、資料の7ページになります。意見の照会結果を簡単に説明いただきましたが、地域住民の意向との関連について気になりましたのが、(1)住民組織や盛岡市玉山地域振興会議において、次の点についての意見が出されており、林地開発において関連する部分についても対応が必要と考えますと記述されていますが、これから考えることになっていて、まだ対応が始まっていな</p>

	<p>いのか、あるいは、地域住民への説明が十分でないのかという点が気になりますので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>異常気象への対応ですが、文章で回答をいただいております。開発中、完成後とそれぞれいただいております。</p> <p>開発中につきましては、大雨・暴風後の即点検と不具合個所の処置、地山の状態把握を行うほか、土工事個所の転圧・締固め・水切りの確認をする。完成後は、緊急時の対応として、電気主任技術者が二時間以内に駆けつけ対応する体制を義務付けており、盛岡市内に事務所を設けて電気主任技術者が常駐します。ということだそうです。</p> <p>現場の状況に応じて電気主任技術者と保安監督部、その他の場合に応じて、自治体、消防、警察、O&M会社（運用と保守点検を行う会社）等に連絡し対応していくと回答を受けております。</p> <p>住民への部分ですが、住民説明会を複数回行っております。その中で、太陽光パネルが見えるという心配、濁水の心配もさることながら、今使っている水が枯れるのではないかとという心配が寄せられています。太陽光パネルに関しては、盛岡市の景観条例の対応となりまして、ビューポイントが二か所あるのですが、そのビューポイントから見えないということで、事前にモニター写真を作りまして、見えない形で設計するというので、そちらの了解を得ております。その内容で住民の方々にも説明し理解を得ているという状況です。</p> <p>井戸水の対応ですが、枯れた場合には補償する、井戸を掘ります、という回答を事業体の方からしております。また、既に一部の事業をやられている方については、水が枯れたら致命的な話になるので、あらかじめ井戸を掘るという対応をしてお話をしているそうです。</p>
猪内委員	<p>何の事業なのですか。</p>
事務局	<p>畜産系の事業です。</p> <p>4号線よりも北の部分、本日行った事業区域については、上水は通っていないようで、全て井戸水に頼っているということで、今回の話が出たと聞いております。その点に関しても事業者が十分に配慮して、補償も含めて対応していくと明言されております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
岡田学長	<p>林地開発許可について、意見を申しても、許可しなければならないという法律であり、この法律ができた時から大変な年数が経過していて、環境については、その当時の考え方や維持保全する対応がずいぶん違ってきている。時代が大きく動いているということを背景に置いた時に、最近の異常気象も含めて、基準をクリアした場合には、許可しなければならないということに従って、住民や自然を、先の人々に引き継いでいく時に、万全の状態なのか、大変疑問に思っています。</p> <p>そこに向けて、様々な基準を含め意見を出しておくことが許可をする側にとっても許可を受ける側にとっても、事業周辺の方、様々な人の満足度を高める上でも、災害原因が出てこない形とすることがふさわしいと思います。</p> <p>林地の所有者は、どのような方ですか。</p>
事務局	<p>所有の大部分は、関連会社がい取り、関連会社所有になっております。その他の周辺の土地は、地上権設定契約をしております。主なものは、ゴルフ場開発計画の跡地を買い取る形で事業主体の主たる構成会社が購入され、関連会社のSPC（特別目的会社）が今回の事業を実施するということになっております。</p>
岡田学長	<p>その会社と周辺の林地所有者の地上権設定というのは、具体的にどのようなことですか。</p>
事務局	<p>パネルを設定する部分及び残地森林を設定する部分に関して、地上物の権利を設定する内容です。</p>

岡田学長	ゴルフ場開発で開発許可申請があつて、許可を出しているのですよね。現実には、事業着手が無い。その場合の県と市は、どの様な対応をしたのですか。
事務局	ゴルフ場の開発について、いったん林地開発が廃止され、開発地は5条森林に戻っています。所有権は、ゴルフ場の会社のものだったので、土地として残っていたものを太陽光の会社が購入されたという形です。
岡田学長	市の森林整備計画上のその対象地域の分類はどうなっているのですか。
事務局	ゾーニングは、事業地の右側が水源涵養機能で左側が木材生産機能となっております。
岡田学長	上水関係を含め、水涵機能と木材生産機能については、市の整備計画とそれを含めた戻った段階での林地への何らかの取扱いがあつたかどうか。
事務局	森林単体での経営計画はなく、市町村森林整備計画上の水源涵養と木材生産機能が割り当てられていたという形になります。
岡田学長	事業区域面積124haの内、戻った森林はどのくらいですか。
事務局	木が生えても生えなくても5条森林なので、ほぼ全域です。5条森林外が14ha。110haが森林です。
岡田学長	残りは、農地ですか。
事務局	14haは、一部農地転用の部分、一部は白地となっております。
岡田学長	農地については、新たに事業を行う場合もう1度、農地転用の許可を受ける必要があるということですね。それについては、どうですか。
事務局	それにつきましては、ゴルフ場開発が行われた際、農地転用の許可の権限者は岩手県でしたが、現在は権限移譲により盛岡市に移っております。7月9日付で市の農業委員会の方に農地の計画変更申請及び新たに転用する部分について申請をしております。7月22日に農地の計画変更認定を受けております。新たな転用については、現在手続き中で転用許可が下りる見込みとのこと。
議長	他にございませんか。 では、私からよろしいでしょうか。 このエリアは、松くい虫被害の最先端地域となっていると思われま。アカマツの取扱いについてどのような指導をされていますか。 また、太陽光発電は目途として20年で区切りがつくと思いますが、事業終了後の対応についてどのようになっているのか教えていただきたいと思ひます。
事務局	アカマツに関してですが、アカマツの伐採施業指針を相手方に示しております。伐採工事ができる期間は10月～3月になりますと伝えており、その結果、工事の中では10月～3月の伐採とし、アカマツ伐採施業指針に基づき適正に処理を行いますと回答を得ております。伐採施工予定者が既に決まっておりますが、その中に岩手県松くい虫防除技術講習会終了証書を取得した者がいる会社にお問い合わせということとなっております。 20年後については、20年間については自然災害保険に加入しているので、固定価格買い取り期間は大きな災害が起きても事業を継続できる形をとります。事業が継続されない場合になつたとしても、プロジェクトファイナンスの融資を受けるので、この会社が事業を継続していくことになっております。20年後にどうなるかは、社会情勢や経済状況、土地所有者の意向を踏まえて継続する可能性もありますが、契約上は施設撤去の上で現状の形で土地を返還予定ということになっております。
議長	撤去して現状の形で返還ということですが、結果的に費用が必要なのですが、どういう措置をされる予定なのかお聞かせ願ひます。
事務局	撤去費用については、20年間の売電収益から毎年2,500万円。発電施設原価の5%となるように積み立てという形で計算をしているそうです。
議長	それは、一般的なやり方なのですか。
事務局	太陽光のFIT制度の中で義務付けておりまして、そちらに沿った形で積み立

	<p>てることとなります。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
岡田学長	<p>周辺にはずいぶん農家があります。全ての農家に意見聴取したのでしょうか。南側と国道に近いところに工場がありますが、その辺りの方にも聞いているのでしょうか。</p>
事務局	<p>工場の方は、聞いていないと思うのですが確認をし、改めてご報告したいと思います。住民の方々に対しましては、複数回に分けて住民説明会をされております。自治会の代表者さん達をこの地区以外の自治会の代表者さんも含めて集めて、意見を徴集しているという記録簿をいただいております。例えばですが、2年前の段階で、地区長 22 名の方々と盛岡市の方々相手に事業概要を説明及び要望の受取をしていたりしますし、盛岡市の中の各課に対しても 15 課に対して説明をしております。地区住民については、4 回説明会をして意見聴取しております。意見聴取の中で、井戸の話などが出ており、その場で井戸の対応をしますと説明しております。</p>
岡田学長	<p>6 ページの審査結果（続き）の欄外の所で、事業者の方々にはどのような性格のものとして、説明しているのか。</p>
事務局	<p>この部分については、許可条件に附すものと説明しております。最近の許可案件については全て局所的豪雨に対する予防的対策を求めています。同じく今回の許可を含めて 3 件に対しては、予防的対策を許可条件に附して求めています。</p>
岡田学長	<p>私の意見ですが、取扱についてどうするかは部会と県庁の扱いとされると思われる。</p> <p>先ほど申し上げたように、今現在の環境や森林への期待を前提とすべきだと思っています。</p> <p>1 つは、森林への様々な期待に係る点、今の許可条件で 30 年確立、そこが 1 つの基準となっている。それを変えるような様々な地域の環境情報を踏まえて、具体的に流下する水量、雨が〇〇mm 降りました等が 124ha に降った場合の流下の状況のシュミレーションがきちんとできて、それぞれの土砂を貯める所、流下の速度と流下のある一定の時間をかけた場合の径級は間に合っているという点をきちんとシュミレーションしてほしいと思います。それくらいは条件に入れてほしいと思います。本当に 30 年確立でいいのか。</p> <p>つい 2 日前にも時間雨量 128 mm 降りましたとありました。とんでもない雨量です。30 年確立の時間雨量、何ミリあるのか、記録からするとせいぜい 50mm 以下です。</p>
事務局	<p>盛岡市なので、30 年確立、時間雨量で 120.9 mm になります。</p>
岡田学長	<p>それだけ降った時に小さな側溝で間に合うのですか。</p>
事務局	<p>洪水調整池に貯めて、ゆるく出されます。池にその分の雨量が貯まり、出る量は小さい側溝に合わせた量に調整されます。ちなみに、今回は好摩地区になるのですが、1 時間の今までの最高値が 55 mm になっています。なので、30 年確立 120.9 mm に対しては 55mm という現状になるのですが、こちらの 30 年確立については、雨量統計を元に 5 年に一度直しておりますので、現状雨が降って、災害の誘発性が上がるという状況になれば、それが反映されたものが 5 年毎に新たに 30 年確立の雨量数値として出てきます。</p> <p>今の計画については、ちょうど 4 年前なので来年度、雨量統計が更新され、新たな 30 年確立雨量が出てくる予定になります。</p>
岡田学長	<p>最近の雨の降り方で気になるのが、時間雨量もさることながら集中的にもすごい強度で降るといことです。地形が変わる訳です。基準で描いていたような降り方と違う降り方をすることで、土砂の流出の状況と流量そのものが決して同じものではないはずです。そこを踏まえ現場を見ると、心もとないで</p>

	<p>す。</p> <p>そして、直ぐ工場があり、道路があり、本当にこの附帯条件のみでいいのか心配になっています。</p> <p>森林への大きな期待が S40 年代と違うと考えた時には、市の森林整備計画における今後を含めたこれからの森林へのビジョンを考えた時には、当該森林への様々な基準等を適用して許可を与えることだけではなく、例えば、景観についてもですが、木材生産機能について、丘みたいな所なので木材生産に適した場所と思います。この地域が欠落すると、周辺の木材生産に対してマイナス効果があるかもしれないというシュミレーションを行わなければならない。そういう環境に入っていると思われま。</p> <p>この図面から市道の支線も入っている。この点も含めると、条件としては大変良い。</p> <p>その様な中からこの附帯意見だけで本当に良いのかと強く感じます。</p>
議長	<p>岡田先生が心配されていることがよく分かりまして、今の現行の基準の中で、全国的に事故が発生したことがあるのかどうか、現行の計画基準で事故がないのか、あったとして特殊なのか、他にも出てくるかもしてない等、国へ確認して、情報があれば提供してほしい。</p> <p>木材関係については、先生のお話を踏まえて、内部で検討していただきたいと思ひます。これについては、許可の基準であったり、条件となっていない部分ですので、内部で検討いただければと思ひます。</p> <p>ほかにございますか。</p>
川村委員	<p>大部分の土地の所有者さんが関連会社であるという、身内であると考えるところの地域の所有者がいないという考えもあると思ひます。</p> <p>住民の方の意向、認識はどうなっているかという心配があったんですけども、個人の事業者さんが開発許可を取ってそこで事業するということは、我々は止めることができない、そういう権限がないわけですけども、元が森林であり、それぞれ機能、価値がありそれを私たちは大事にする立場で審議会をやらせていただいている。そういった所を岡田先生がおっしゃる様に、将来的に制度自体を見直していただく、そういうことが迫られているということ、御意見として言っていただきたい。</p>
議長	<p>ただいまの川村委員のお話しも内容を整理して国の方へお伝えするよう事務局にはお願いいたします。</p> <p>他に質問ございませんか。</p> <p>それでは、お諮りしたいと思います。</p> <p>原案のとおりの内容で許可することで、御異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>御異議なしということで、林地保全部会といたしましては、原案での許可を可とすることといたします。</p> <p>ここで、昼食の休憩をとりたいと思ひます。</p> <p>何時までとしますか。</p>
事務局	13 時半までとします。
議長	<p>予定の時刻となりましたので再開いたします。</p> <p>「奥州市江刺田原字根木町地内の工場、事業場の設置（太陽光発電施設）に係る林地開発許可について」を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料 NO. 3 を御覧ください。</p> <p>(資料 NO. 3 を説明。)</p>

議長	ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いをいたします。
川村委員	<p>土地所有者さんはどんな方ですか。</p> <p>5ページの災害の防止のところですが、午前中に見せていただいた事業地については排水施設の全てについて30年確立の想定雨量の何倍というお話でしたが、こちらの事業地に関しては10年確立ということになっております。10年確立の基準と何故このように10年で良いのかという所を教えてくださいと思います。</p> <p>近隣住民の人数が少ないように見えますが、その方たちへの説明についてお聞かせ下さい。</p>
事務局	<p>土地所有者は、個人の方々が13名となっております。個々の方々と地上権設定をしております。</p> <p>事業の土地所有者が周辺の住民でもあります。その他の方々もいらっしゃるため住民説明会は行われており、事業体と住民との間で意見交換がされ、それに応じて対応する点等の回答をしております。</p> <p>10年の基準ですけれども、10年確立の雨量強度が101.5mm/h。30年につきましては127.1mm/h。林地開発の基準上は、10年以上で設計することということで、公共工事なども10年等で設計しておりますので、一般的な排水施設は10年で計算するようになっております。洪水調整池につきましては、より安全をみるということで30年確立で設計されております。なお、こちらについて10年と書いていますが洪水調整池に流すために、盛土が上がらないと切り替わらない部分については、30年で計画していただいております。一部、30年ではありますが全体として10年なので10年と表記しております。午前中の事業者さんは、より安全をみるために自主的に30年で全て計画した形となっております。</p> <p>補足ですが、一般的な公共事業は、県道などは3年なり5年で行うのが普通です。林地開発許可の場合は、10年確立で計算するという基準になっております。</p> <p>林地開発で工事をする場合は、一般土木よりも厳しい10年となり、10年というのは既に厳しいということになっております。</p>
川村委員	住民説明会で、この事業に対してネガティブな意見は無かったのでしょうか。
事務局	<p>初めの段階では若干ネガティブな意見もありましたが、防災施設の説明をしていくうちに納得されていったという形です。</p> <p>最後の方は、防災施設の内容を説明したら、きちんと行ってくださいということで、集約していったということだそうです。</p>
川村委員	防災施設とは、具体的にはどんなものでしょうか。
事務局	<p>洪水調整池や排水施設です。</p> <p>一部、ため池を利用して農業をされている方がいて、ため池はどうなるのかという質問がありましたが、その方の利用しているため池は事業地外でありましたが、直接は影響がないですが、もし何かあったら対応しますという回答を事業体がしています。</p>
岡田学長	申請者と事業者、所有者の関係をもう一度説明してください。
事務局	申請者は、スカイソーラー・ジャパンという会社の現地用のSPC（特別目的会社）で太陽光発電を実施するための会社となります。その特別目的会社と土地所有者の間で地上権設定契約を結んで事業実施される形となっております。
岡田学長	SSJ65 合同会社は、本社ですか。
事務局	はい。この太陽光事業を実施する本社となります。
岡田学長	事業主体がメガソーラー。65というのは、別途つくられたのですか。
事務局	はい。

岡田学長	13人は、所有の規模でいうと事業地に関わるどころどのくらいの面積ですか。
事務局	こちらで把握しているのは、開発地の部分だけでしたので個々の所有者については把握しておりません。
岡田学長	<p>林況をみると大変高齢級な山のようにです。フィットにかかるとせいぜい20年ですね。林況をみるとこれの3倍くらいの森林の林齢で、林業経営あるいは林業生産を目標の1つにおいて、林地の管理を行ってきた所有者です。</p> <p>そうするとこの20年間で林地転用が森林管理・経営、周辺を含めたそういう人にとって本当にプラスにシフトするのか。</p> <p>森林の公益性、公共性が最近よく言われる。そうした時に、個々のレベルの公益性、公共性、個々の所有者レベルの公だけではない。</p> <p>ここでは見事に所有者の森林経営管理、すでに高齢級の山を持っており、森林経営管理に50~60年も前からそれなりの期待をかけてきた。それが、市の森林整備計画あるいは県の林業生産のビジョンと今回の計画が、公共性の面において、それをさらに上回る公共性を提供するものだろうか。</p> <p>森林は、多面的な機能があり公益性があるので、県としてはそのための条例を作って税を徴収しています。そういう姿勢からいくと、トータルな公共性に対してしっかりとした位置づけが行われないと、公共性が損なわれるのではないか。そうすると林地開発規制の第5番目のところに抵触する可能性を持つのではないか。</p>
事務局	この事業に関しては、所有者さんは太陽光に貸すことで収益を上げたいという意思があるようです。構成面積も雑種地が多いので、たまたま林齢が高い木が多いのですが自然に生えた里山林に近いです。かつては薪として利用はしていたとは思いますが、今、現在としては、収益としての面でお貸しするということで、今回の太陽光の事業に至ったという説明を受けています。
岡田学長	<p>所有者と申請者との関係で、そういった点を明らかにしている点は良い。</p> <p>森林の公益性・公共性を考えると、所有者が私はこうしたいという点が、フリーハンドで許されているわけではないということですよね。市の木材生産のビジョン、県との関わりなどのビジョンがどうなっていますか。</p> <p>森林法が持っている開発規制が、時代遅れであると強く思う。</p> <p>議論は、公共であり、公益性であり、個人の所有の意思に必ずしもフリーハンドで許している訳ではないということを整理できていない。</p> <p>後世20年、50年後にまで関わることであり、一つは、自然と人間との共生。もう一つは、持続性。次の世代に負荷をかけない。倫理として不可欠なことである。我々はその部分の力をもっていない。</p> <p>そこに向けた条件を附することができるか。間違っただけで災害が起こる、間違っただけで公共性、公益性を損なう事態になった時に、森林法を扱う林野庁、県がどういう責任が取れるのだろうかということが心配です。</p>
総括課長回答	<p>現在の森林法の中では、開発の申請段階で4つの視点で審査し、地域住民の意向を最大限くみ取って、地域の最大公約数の公共性を活かす形で開発を進めていくしかないのかと思っております。</p> <p>おっしゃられる点は大きな課題と認識はしておりますが、開発行為という局面だけをとらえると、そういった形で進めるしかないと考えております。</p>
議長	都道府県の森林審議会において、開発許可をする時点でこのような意見が出ているということを林野庁へお伝えしていただきたいと思っております。
総括課長回答	全国的な問題ですので、きちんと伝えていきたいと考えています。
川村委員	7ページの県南広域振興局の環境部の意見で希少動植物の保護に関することでレッドデータブックに掲載されている種とありますが、具体的にどのようなものでしょうか。

事務局	希少野生動植物は原則公表しません。今、いるということではなく、移動してくる種もいるかもしれないということです。
川村委員	もし来た場合、一部生息地を奪うことになるのでは。
事務局	もし見つかった場合は、生息域を侵害しないように保護してくださいという話になるので、計画が許可される段階で改めて事業主、申請者及び設計を担当しているコンサルさんには、担当の方に相談に行ってもらう旨は伝えております。相談し、一番いい方法を取って保全してもらおうこととなります。
川村委員	もし、見つかって生息区域を保護するという事で事業が中止になるということはあるのでしょうか。
事務局	基本は、共存する方法を取る形が多いです。例えば、太陽光発電施設などはフェンスで囲みますので、エリアが残置森林エリアと発電エリアがきちっと分かれる。それによって保全されるのであればそれでよいという場合もありますし、若干それではたりないという場合には、さらに外側に電気柵等で侵入しないよう対応する場合もあります。対処事例があります。
川村委員	いずれ、保全する仕組みはあるということですね。
事務局	そうです。 補足ですけれども、国と県とでそれぞれランク付けがありまして、最重要のものに関して国では、種の保存法がありますし、県では希少野生動植物保護条例があります。基本的に、最上位ランクの希少種があるところでの事業実施は困難です。ここまで計画が進んでいるので最重要のものではないと思われまます。 例えば植物では、専門家の指導のもと移植をすとか、鳥類が営巣しているのであれば、そこは避けるとか、繁殖期には工事を避けるとの対応を進めるのが一般的です。いずれ専門家の意見を聞きながら事業を進めるものとなります。
議長	他にございますか。 それでは、お諮りいたします。 原案どおりの内容で許可することについて、御異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
議長	御異議なしということで、林地保全部会といたしましては、原案での許可を可とすることといたします。 次に(3)の「九戸郡軽米町大字高家第4地割字湯沢地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る設備整備計画の同意について」事務局から御説明願います。
事務局	資料 NO.4 を御覧ください。 (資料 NO.4 を説明。)
議長	審議に入る前に、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に対して、この審議会としてはどういう流れで同意するのか簡単に説明をお願いします
事務局	審議会での「農山漁村再エネ法」の同意については、林地開発許可の観点で4つの要件、いわゆる災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全という林地開発許可の基準で審査し、林地開発上齟齬、不備がないか審査し、内容が満たされれば同意する。計画を作成するのは軽米町となりますが、軽米町からは、県が軽米町に同意した内容で事業主体に対して作成承諾するという形となります。
議長	設備計画が軽米町から出てきて、そのうちの林地開発部分の内容について、内容が良ければ審議会として同意を出すという形ですか。
事務局	そうです。
猪内委員	軽米町に審議会で承認した案件が2件ほどあったと思うのですが、そちらのメ

	<p>ガソーラーとの位置関係がわかる資料があればお知らせいただきたい。また、この開発面積、事業区域面積の中で伐採面積がどれくらいか、また立木処分によりどれくらいの材積が出てくるのか分かる範囲で教えてください。</p>
事務局	<p>位置関係については、後日議事録の確認の際に整理して送付します。</p> <p>伐採面積については、開発面積とその他5条森林外の面積を合わせたものが伐採面積となります。伐採した後に初めて材積が確認できるものであり、計画資料としては提出が無いため、把握はしておりません。ただ、伐採後は、事業主体の方で伐採業者を通じて売り払いしていきたいとのことです。</p>
猪内委員	<p>ソーラーパネルを設置するだけでなく、県北、青森県にバイオマスプラントがありますので有効的に使っていただきたいとの意見をつけさせていただきます。</p>
川村委員	<p>土地所有者について情報をいただきたい。</p> <p>今現在、軽米町でトータル何haすでに許可が出されているのか。それが、現在の計画として全体では何haなのか。現状をお聞かせいただきたい。</p>
事務局	<p>開発計画については、目標で1800haを太陽光発電等の再生可能エネルギーで開発する計画となっていました。現時点で298.7ha開発の許可なり行為の対象となっています。今後の予定については、現時点では予定はありません。</p> <p>今後、何かしら表明する事業体が出た場合には、この計画が再変更され増えるかもしれませんが、当初の計画規模に対して約300haとなっています。ちなみに、この約300haという数値は、軽米町の森林面積の10%には達していないそうです。計画から大幅に減った理由については、やると表明していた会社が規模が大きすぎて採算性が見込めないとのことで撤退したとのことです。</p> <p>土地所有者は個人28名で、地上権設定契約によるものとなっています。住民説明会等では、過去の水害の経験から土砂災害や洪水災害を心配されている方もいるようでしたが、防災施設の内容を説明し納得いただいているようです。</p> <p>軽米町で大規模な太陽光の開発が複数ある中で、住民の方々も太陽光発電事業の知識があり、高度なやりとりが行われている住民説明会の記録となっています。そのため、太陽光の弱点の部分について、質問され、それについて事業体で回答している形となっております。</p>
川村委員	<p>町の政策なので計画の変更について話せる立場ではないが、あえて森林を処分しても太陽光を行うという計画であったので、そこを大きく縮小していく現状で、土地を貸した代金や基金を積む等で改めて森林を育てていくという計画となっていたというお話でした。</p> <p>すでにある既存の森林が維持されていくことはホッとするとこではあるが、このように計画がかなり大きく変化することには、我々がマッチしていかなければならないと感じます。</p>
議長	<p>住民説明会で既存の施設について、問題がある等のネガティブな発言はあったのでしょうか。あくまで既存の施設の部分について。</p>
事務局	<p>今回のエリアが既存の施設とかなり離れているため、住民自体は、情報は知ってはいるが、既存のエリアとの関連は特にはないです。いろいろと聞いているため、知識がある中での質問という形です。</p> <p>説明会の最初のころはネガティブな発言はあったようですが、何回かの説明会をやるうちに緩和している傾向にあります。</p>
岡田学長	<p>今回は変更で出てきているということですか。</p>
事務局	<p>マスタープランがあり、その中で個々の計画があります。マスタープランが1800haの計画があります。その中で積み上げていく計画が約300haあります。その中で1つ1つが個別の計画となっています。今回は軽米高家として新規にたてられる計画の新規認定となっています。</p>
岡田学長	<p>参考資料の6ページのどの項目になるのですか？</p>

事務局	第7条7の第1項です。それに対して審議会として11の項目として意見を述べる形となっております。
岡田学長	1つ1つの計画については許可を出すのではなく、すでに大きく許可を得ているので、できてきた都度、同意をするということですか。
事務局	1つ1つの計画について認定を出すのですが、認定していくのに対して同意するものです。300haや1800haは目標計画の様な形で、それがあからといて権利が担保されているわけではないです。 町としてマスタープランの達成に向けて事業体を探し出して認定計画を出してもらって実績を作っていく形です。あくまで個々の開発については、個々の計画を審議会の意見をとおして県として同意していくものです。
岡田学長	マスタープランは要するに農山漁村の活性化に関する行動。 例えば、この場合でいくと1800haの再エネ対象地域を設けること。そこに関わって発電施設を整備促進地域を割り当てている。それをもって農山村全体の活性化を図ることとなっている。今回促進地域の変更が出ている。そうするとマスタープランの発展計画、活性化計画にも変更がでているはずですが。 個別の問題を再エネ法できまっていることを前提に1つ1つ審査はするが、これに基づいて基本的には同意に近い審査となっている。今回変更で出てきた場合には全体のマスタープランについても町は変更する必要がある。
事務局	いずれ、マスタープランを作成するのは軽米町となり、林地開発に関する部分を審査する形です。マスタープランに関し、県は特に意見は出しません。
岡田学長	マスタープランで再エネ発電促進地域として箇所特定があるわけではないのか。300haで終わりであればマスタープランが変更になっているのではないのか。
事務局	今回は、マスタープランでもともと載っていた計画で、それが現実化したものです。 その個別具体の計画が約300haで止まっていて、今後の追加予定は今のところないということです。ある程度話がまとまったものについて、個別プランが追加される形となります。300haで終了というわけではないです。
岡田学長	東北電力でFITの制度にのっかった買取は終了しているのだから、当初の予定は変更になっているのでマスタープランの変更は前提になっている。 農山村自体の振興をもって箇所特定まであってそういう中で出てきている。ちょっと不信感を持ちます。
議長	基本的にマスタープランは最終的に変更されるのか。
事務局	軽米町で追加するエリアが変更になるつど基本計画は変更しています。やるとすれば1800haという上限となっています。 個所付けは、個別具体計画がある場合に個所付けになります。 1,800haの上限に対し、個別具体のプランを追加する予定であった大口の1件が取りやめ、上限に対し残りの部分を埋める予定であった個別プランが無くなった形です。
岡田学長	私の姿勢は、農山村が、地域の資源を有効に活用しながら、それが森林であるならば公益性を損なわない限りで地域住民が市町村、県とか事業者が一体となって、生活基盤の持続性を展望できる形で作っていく、そういうことについて我々は支援したい、そういう角度でもって審議の姿勢を保ちたい。マスタープランそのものが農山村住民の持続性に対する展望がない状態となって、ただ開発を許可してほしいといった場合に、我々の姿勢がきちんと貫いているとは思えない。事業主体が儲ければ良いということも起こりうる。いやな姿勢になっているので、あまり加担したくないという気持ちになっています。
議長	各委員及び岡田会長から出た意見については、計画には同意することであっても、各委員及び岡田先生の意見を取りまとめて、軽米町に対応するよう伝えていただきたい。

川村委員	<p>森林と再生可能エネルギーの開発展開に関する関係性が県としてそもそもエネルギー計画ってきちっとできているのでしょうかという疑問が私どもにありまして、その大きな計画にそって林地開発が必要であれば開発する、木材をバイオマス燃料として利用したいのであればしましょう、持続させていきましょうという話になるのですが、大きくまとまってきた計画がない。</p> <p>ですので、こういった個別案件ごとに公的な意義にのっって行うしかないのが現状。いつまでには言わないがきちっと、私たちの目が届く時代のうちに整備する必要があると希望します。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>原案のとおりの内容で施設整備計画について、先ほど申しあげました条件を付して同意することについて、御異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>林地保全部会といたしましては、当該施設整備計画への同意を先ほど申しあげた条件で可とすることで決定することといたします。</p> <p>審議事項は以上でございますので、以降は、事務局にお返しします。</p>
西島総括課長	<p>真剣に1件1件向かい合っていただき感謝申し上げます。本日いただいた意見については、国にも伝えますし、軽米町の関係した分についても軽米町に伝えた上で取組むこととしたいと思います。</p>
事務局	<p>本日は熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>確認しなければならないこと、市町村への要望等すべきこと、色々ご意見をいただきました、それらの確認等をしまして、許可の事務を進めていきたいと思っております。</p> <p>これをもちまして、令和元年度第1回岩手県森林審議会林地保全部会を閉会とさせていただきます。</p>

令和元年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和元年7月29日(月)
11:00～

場 所 : 盛岡市玉山総合事務所
3階 大会議室

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未滿の林地開発許可(平成31年1月16日～令和元年7月28日)について

【資料No. 1】

4 審議事項

(1) 盛岡市渋民字山屋地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

【資料No. 2】

(2) 奥州市江刺田原字根木町地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

【資料No. 3】

(3) 九戸郡軽米町大字高家第4地割字湯沢地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る設備整備計画の同意について

【資料No. 4】

5 閉 会

令和元年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員	佐藤 順一 川村 冬子 猪内 次郎	
有識者	富士大学学長	岡田 秀二	森林審議会会長
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全課	総括課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 主 任 (静岡県派遣)	西島 洋一 石亀 竜太 溝上 賢太郎 岸上 潤 音喜多 陽子 野末 尚希	
盛岡広域振興局林務部	主任主査 主 査	及川 忠美 横田 墨	
県南広域振興局林務部	主任主査	阿部 修一	
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室	技術主幹兼 森林保全課長 主任行政専門員	中村 康之 佐々木 秀治	